

## 知的財産としての営業秘密の専門的な解説

### 第6回 リバースエンジニアリングによる営業秘密の非公知性判断

弁理士 石本 貴幸

営業秘密は秘密管理性、有用性、非公知性の三要件を全て満たした情報でなければなりません（不正競争防止法第2条第6項）。しかしながら、自社製品が販売等された結果、自社製品のリバースエンジニアリングによって営業秘密とする技術情報の非公知性が喪失していると裁判所によって判断される場合があります。今回はリバースエンジニアリングによる営業秘密の非公知性判断について裁判例に基づいて解説します。

#### （1）はじめに

企業等が保有する情報が営業秘密であると認められるためには、不正競争防止法第2条第6項で規定されているように、当該情報が3つの要件である秘密管理性、有用性及び非公知性の全てを満たす必要があります。

ここで、[営業秘密管理指針（最終改訂：令和7年3月31日）](#)における「4. 非公知性の考え方」にはリバースエンジニアリングについて以下のように解説されています。

#### ○（リバースエンジニアリング）

・リバースエンジニアリングによって営業秘密を抽出できる場合、抽出可能性の難易度の差によって判断がわかれることになる。具体的には、誰でもごく簡単に製品を解析することによって営業秘密を取得できるような場合には、当該製品を市販したことによって営業秘密自体を公開したに等しいと考えられることから、非公知性を喪失すると考えられる。これに対し、特殊な技術をもって相当な期間が必要であり、誰でも容易に当該営業秘密を知ることができない場合には、当該製品を市

販したことをもって非公知性を喪失するとはならない。

では、具体的にはどのような製品に対してリバースエンジニアリングによって非公知性が喪失したと裁判所によって判断されたのでしょうか。

下記表はリバースエンジニアリングによって非公知性喪失の有無が争点となった裁判例です。

| 事件名           | 判決日<br>(事件番号)                        | リバースエンジニアリングの対象             | 分野 | 裁判所の判断 |
|---------------|--------------------------------------|-----------------------------|----|--------|
| 塗料情報流出事件      | 名古屋地裁令和2年3月27日<br>(平成28年(わ)第471号)    | 塗料の原料及び配合量                  | 化学 | 非公知    |
| プロフ用サイレンサ事件   | 知財高裁平成30年7月3日<br>(平成30年(ホ)第10013号)   | サイレンサの構造                    | 機械 | 公知     |
| 糸半田供給機事件      | 知財高裁平成30年6月7日<br>(平成30年(ホ)第10009号)   | 半田フィータの形態                   | 機械 | 公知     |
| アルミナ繊維事件      | 東京地裁平成29年10月19日<br>(平成27年(ワ)第4169号)  | アルミナ繊維の成分、結晶構造              | 化学 | 非公知    |
| 広告・宣伝カー事件     | 大阪地裁平成29年8月24日<br>(平成27年(ワ)第10870号)  | 看板のスライド構造                   | 機械 | 公知     |
| 婦人靴木型事件       | 東京地裁平成29年2月9日<br>(平成26年(ワ)第1397号)    | 靴の木型                        | 機械 | 非公知    |
| 錫合金組成事件       | 大阪地裁平成28年7月21日<br>(平成26年(ワ)第11151号等) | 錫合金の組成                      | 化学 | 公知     |
| 攪拌造粒機事件       | 大阪地裁平成24年12月6日<br>(平成23年(ワ)第283号)    | 攪拌造粒装置の形状・寸法・構造             | 機械 | 公知     |
| 光通風雨戸事件       | 知財高裁平成23年7月21日<br>(平成23年(ホ)第10023号)  | 雨戸の構造                       | 機械 | 公知     |
| セラミックコンデンサー事件 | 大阪地裁平成15年2月27日<br>(平成13年(ワ)第10308号)  | セラミックコンデンサー積層機<br>及び印刷機の設計図 | 機械 | 非公知    |
| 半導体封止機械事件     | 福岡地裁平成14年12月24日<br>(平成11年(ワ)第1102号等) | 封止用金型の寸法                    | 機械 | 非公知    |

上記一覧から分かるように、原告主張の営業秘密が機械構造に係る技術情報である場合、リバースエンジニアリングによって非公知性が喪失していると裁判所が判断した事例が相対的に多いことがわかります。

以下では、リバースエンジニアリングによる非公知性の喪失の有無の裁判例を具体的に紹介します。なお、リバースエンジニアリングによる非公知性喪失の主張を被告が行う場合であっても、実際に被告がリバースエンジニアリングを実施したという事実は必ずしも必要とはしていないようです。

## (2) 非公知性を認めた裁判例

### (2-1) セラミックコンデンサー事件

(大阪地裁平成 15 年 2 月 27 日判決 事件番号：平成 13 年 (ワ) 第 10308 号)

本事件は、被告 A、B が原告を退社した後に被告会社に雇用され、セラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計や製造販売を行っていたというものです。原告は、原告の営業秘密である合計約 6000 枚に上るセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計図（本件電子データ）を被告 A、B が不正取得等したと主張しました。

一方で被告は、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機は、相当台数が秘密保持契約なしに販売されており、それらに関する技術情報はリバースエンジニアリングを行うことにより知り得るから、不特定人の認識し得る状態にあり公知となったものである、と主張しました。

これに対して裁判所は下記のように判断し、リバースエンジニアリングによって、本件電子データと同じ情報を得るのは困難であるとし、本件電子データの非公知性を認めました。（下線は筆者による。以下同じ。）

本件電子データは、合計約 6000 枚に上るセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の設計図に係るものであり、前記イのとおり、本件電子データに係る設計図は、1 機種当たり数百から千数百点に及ぶ各部品について、形状、寸法、選定及び加工に関する情報などが記載され、そこには、精緻で高性能のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機を製造するための技術的なノウハウが示されており、本件電子データは、CAD ソフトによって活用し得ることにより、高い有用性を有しているものである。このような本件電子データの量、内容及び態様に照らすと、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機のリバースエンジニアリングによって、本件電子データと同じ情報を得るのは困難であるものと考えられ、また、仮にリバースエンジニアリングによって本件電子デ

ータに近い情報を得ようとすれば、専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要であるものと推認される。したがって、本件電子データは、原告のセラミックコンデンサー積層機及び印刷機の相当台数が秘密保持契約なしに販売されたことによって公知になったとはいえない。

### (2-2) 婦人靴木型事件

(東京地裁平成 29 年 2 月 9 日判決 事件番号：平成 26 年 (ワ) 第 1397 号、等)

本事件は、婦人靴の企画・設計・卸売を業とする原告が、被告らが原告から預かっていた婦人靴の木型（本件オリジナル木型）を不正に持ち出し、使用等したと主張しました。原告は、本件オリジナル木型に化体された靴の形状・寸法を示す設計情報（本件設計情報）が営業秘密に該当するとしています。

一方、被告らは、販売されている本件原告婦人靴から、その靴に用いた木型を再現して本件設計情報の形状・寸法を容易に把握することができる旨主張しました。

これに対して、裁判所は、以下のようにして被告の主張を認めることなく、本件設計情報の非公知性を認めています。

本件オリジナル木型及びそのマスター木型自体を一般に入手することはできなかったものと認められるが、被告三國らは、市販されている本件原告婦人靴から、その靴に用いた木型を再現して本件設計情報（形状・寸法）を容易に把握することができる旨主張し、その証拠として、パテを流し込んで再現木型を作成したとする乙 A 第 7・第 8 号証を提出する。しかしながら、前記 1 (1) イで認定したとおり、靴の皮革は柔軟性を有するため、市場に出回っている革靴から、その靴の製造に用いた木型と全く同一の形状・寸法の木型を再現しその設計情報を取得することはできない。乙 A 第 7・第 8 号証の再現木型が元の木型と正確に同一の形状・寸法であることの立証はない上、かえって、被告 A 《1》の本人尋問の結果（7 頁）

によると、1割程度は再現できていないというのである。さらに、被告A i 自身、別件訴訟の本人尋問において、「流通している靴から木型を作成するのは、木型の寸法を忠実に再現しない限りは容易にできる。」旨の供述をしており（乙A 9〔15頁〕）、これは、「木型の寸法を忠実に再現」することは困難であることを自認するものといえる。そうすると、原告主張の方法により元の木型と全く同一の形状・寸法の木型を容易に再現することはできないというべきであり、他に、特段の労力等をかけずに本件設計情報を取得することができるとの事情はうかがわれないから、本件設計情報は、公然と知られていないもの（非公知）であったということが出来る。

なお、本事件は控訴（知財高裁平成30年1月24日判決 事件番号：平29（ネ）10031号）されていますが、一審判決が支持されています。

### （2－3）塗料情報流出事件

（名古屋地裁令和2年3月27日判決 事件番号：平成28（わ）471号等）

本事件は、刑事事件であり、被害会社の執行役員を経験した被告が塗料の原料及び配合量の情報を不正に持ち出して競合企業に転職したという事件です。

被告の弁護人は、営業秘密である本件各塗料の原料及び配合量はリバースエンジニアリングによっても特定できるので、本件情報には非公知性が認められない旨主張しました。

これに対して裁判所は下記のように判断し、本件情報の非公知性を認めました。

塗料を各種の方法で分析すると、塗料を構成する樹脂がどのようなもので構成されているか、塗料を構成する顔料にどのような金属が入っているかなどは分析できるものの、塗料を構成する具体的な原料及び配合量まで特定することは困難である。・・・、XRD（広角X線回析法）によって明らかになったのは、塗料に含まれる無機成分と

その定量値であり、STEM（走査透過電子顕微鏡法）－EDX（エネルギー分散型X線分光法）によって明らかになったのは、塗料中の無機成分の粒子を構成する金属の種類や粒子の大きさであって、これらの結果から塗料の原料及び配合量を具体的に特定することはできない。・・・、IR（赤外分光光度計による分析）、熱分解GC／MS測定及び固体NMR測定によって明らかになったのは、塗料に含まれる樹脂成分を構成するモノマー及びその構成比であり、塗料に含まれる樹脂について、その原料及び配合量が具体的に特定された訳ではない。

・・・

弁護人は、本件各塗料の配合情報は、リバースエンジニアリングによって多額の費用や長時間を要することなく特定が可能であると主張する。

・・・c社では、100万円の費用を掛けてd社に分析を依頼している。・・・また、d社はXRDの報告書を作成するのに1か月以上の期間を要している。・・・リバースエンジニアリングによって本件各塗料の配合情報について具体的な原料やその配合量まで特定することは、不可能とまでは断定できないにしても、そのためには相当高額の費用と相当な期間をかけることが必要であると認められる。したがって、リバースエンジニアリングによっても容易に本件情報を知ることができるとはいえず、本件情報の非公知性は失われない。

### （3）非公知性を認めなかった裁判例

#### （3－1）光通風雨戸事件

（知財高裁平成23年7月21日判決 事件番号：平成23年（ネ）第10023号）

本事件は、アルミニウム製の雨戸を製造・販売する被控訴人（一審原告）が、控訴人（一審被告）らにおいて当該雨戸の製造に係る営業秘密である本件情報1（一審では本件スラット等図面）や本件情報2（一審では本件部品明細資料）を不正に取得した上で使用し、又は開

示を受けた当該営業秘密を不正の利益を得る目的で使用したと主張しました。

本事件の一審（東京地裁平成23年2月3日判決 事件番号：平20（ワ）34931号）では以下のようにして本件スラット等図面や本件部品明細資料の非公知性を認めました。

本件スラット等図面は、0.1ミリ単位の精密さで作られており、細かな溝や微妙な湾曲があること（甲15、27）からすると、光通風雨戸の製品からスラット等アルミ部材の形状を正確に把握し、図面を起こすことは決して容易ではないというべきである。また、本件部品明細資料についても、光通風雨戸の製品がいかなる部品から構成されているかについて、製品自体を分解して把握するには時間と費用を要する上、各部品の図面は0.1ミリ単位の精密さで作られていることから、特別に注文して作られている部品について、光通風雨戸の製品からその形状を正確に把握して図面に起こすことは決して容易ではないというべきである。

しかしながら、控訴審（知財高裁）において裁判所は、原判決を取り消して下記のように、一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるとして、本件スラット等図面（本件情報1）や本件部品明細資料（本件情報2）の非公知性を否定しました。

本件情報1に係る図面は、光通風雨戸のスラットA及びB、上下レール枠、下レール枠、縦枠並びにカマチAないしCの各部材の形状について0.1ミリ単位でその寸法を特定するなどしたものであり、なるほどそれ自体精密なものではあるが、これは、ノギスなどの一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものである。・・・市場で流通している製品から容易に取得できる情報は、不競法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということができないところ、・・・交付された図面等は、本

件情報2に係る部品に関するものに限られ、かつ、当該部品は、いずれも、光通風雨戸を組み立てるに当たって使用される補助的な部品で、・・・一般的な技術的手段を用いれば光通風雨戸の製品自体から再製することが容易なものであるから、本件情報2は、不競法2条6項所定の「公然と知られていないもの」ということはできない。

### （3-2）攪拌造粒機事件

（大阪地裁平成24年12月6日判決 事件番号：平成23年（ワ）第2283号）

本事件は、原告が被告に攪拌造粒機の主要部分の製造を委託し、被告は、原告が作成した原告製品に係る設計図面（原告製品図面）の開示を受けて原告製品を製造していたものの、原告と被告との取引関係が終了した後、被告が独自に攪拌造粒機の製造・販売を開始したというものです。原告は、秘密保持義務を課して被告に渡した原告製品図面が営業秘密であると主張しました。

これに対して裁判所は、原告製品図面の非公知性を否定しました。

一般にある製品が市場に流通しているからといって、その製品が内包するノウハウが一律に公知となるわけでない。しかし、前述したとおり、原告主張ノウハウは、いずれも原告製品の形状・寸法・構造に帰するものばかりであり、それらを知るために特別な技術等が必要とされるわけでもないのであるから、原告製品が守秘義務を課すことなく顧客に販売され、市場に流通したことをもって、公知になったと見るほかない。

### （3-3）錫合金組成事件

（大阪地裁平成28年7月21日判決 事件番号：平成26（ワ）第11151号、等）

本事件は、被告らが原告に勤務していたときから大阪市に工房を設置し、錫製品の製造販売等を行い、原告会社を退職した後も錫製品の製造販売等をしたもので

あり、原告は錫器の製造に使用する合金（本件合金）の組成が営業秘密であると主張しました。

これに対して裁判所は、以下のように、本件合金は原告製品の分析により、第三者が容易に知ることができるとして本件合金の非公知性を否定しました。

鉛フリーの錫合金については、●（省略）●，錫合金を製造する事業者においては、錫合金で使用されている添加成分についておおよその見当を付けることができるといえる。そして、●（省略）●，他の業者が原告製品に使用された合金の組成を知るに当たり、100余りの元素を全て分析する必要があるとはいえない。また、前記のとおり、ICP発光分光分析法は、多くの元素を同時に定性・定量することができる点に特徴がある分析法であり、分析機関では、定量分析については1成分単位の料金（乙A13の例では1成分2500円）が定められているものの、定性分析については1件単位の料金（乙A13の例では1件1万6000円）が定められているにすぎないから、多くの元素を指定して定性分析を行えば、対象物に含有されている成分元素の種類を比較的安価に特定することができるといえる。そして、原告製品を定性分析した場合、証拠（甲21）によれば、錫以外では、本件合金を組成する●（省略）●元素が検出されると考えられ、他に不純物として存在する元素が検出されると考えても、●（省略）●，さほど多い種類の元素が不純物として検出されるとは考え難い。そうすると、定量分析は、そうした定性分析によって検出された元素のみを対象に行えば足りるから、原告らが主張するように、100余りの元素の全てを定量分析する必要があるとはいえず、むしろ比較的安価に組成を特定することができるというべきである。

#### （４）リバースエンジニアリングによる非公知性喪失の判断基準

上述の攪拌造粒機事件で裁判所が述べているように、一般にある製品が市場に流通したからといって、

その製品が内包する技術情報が一律に公知となるわけではありません。

リバースエンジニアリングによっても非公知性が喪失しないとされる判断基準は、セラミックコンデンサー事件によって示されているように「専門家により、多額の費用をかけ、長期間にわたって分析することが必要である」こととなります。換言すると「専門家でないものが、安価に短時間で分析できる」場合に、リバースエンジニアリングによる非公知性が喪失しているとされます。

ここでまず、「専門家」についてですが、これは[営業秘密管理指針（最終改訂：令和7年3月31日）](#)でいうところの、「特殊な技術」と同義であると解されます。これについて、塗料情報流出事件や錫合金組成事件では、XRD（広角X線回折法）やICP発光分光分析法等のように、一般的には専門家による特殊な技術と考えられる分析方法で非公知性が判断されています。このため、一般的には専門家によると思われる分析方法であっても、営利目的で行われて誰もが利用可能な分析サービスであれば、「専門家」や「特殊な技術」によるリバースエンジニアリングとはならないと解されます。

そうすると、「安価で短時間」に分析できるか否かが実質的な判断基準になると考えられます。これについて、分析サービスの利用だけでなく、自社において従業員が分析することを想定しても、「長期間にわたる分析」は一般的に費用が増加するので「安価」と「短時間」は実質的に同義であるとも考えられます。

「安価」又は「短時間」による分析とは、光通風雨戸事件のようにノギスを用いた機械構造の測定が典型的な例でしょう。しかしながら、機械構造であっても、セラミックコンデンサー事件のように測定対象が膨大な量である場合には、「短時間」では測定ができないため非公知性は喪失しないこととなります。

より具体的には、塗料情報流出事件において「100万円の費用を掛けてd社に分析を依頼している。・・・また、d社はXRDの報告書を作成するのに1か月以上の期間を要している。・・・リバースエンジニアリングによって本件各塗料の配合情報について具体的な原料やその配合量まで特定することは、

不可能とまでは断定できないにしても、そのためには相当高額な費用と相当な期間をかけることが必要であると認められる。」と判断されています。このように、リバースエンジニアリングに100万円以上の費用や1か月以上の期間を要する場合には、「安価で短時間」に分析できるものではないため非公知性は喪失していないとされたと解されます。

一方で、錫合金事件では、定性分析では1件1万6000円、定量分析では1成分2500円といった金額が示され、定量分析は定性分析によって検出された元素のみを対象に行えば足りる、とし、リバースエンジニアリングによって非公知性が喪失されると裁判所は判断しています。すなわち、錫合金事件においてリバースエンジニアリングに要する費用は数十万円程度と見積もられ、この金額であれば「安価」とされるのだと考えられます。

このように、技術情報を営業秘密として管理するにあたって、当該技術情報が自社製品に使用された場合に、自社製品のリバースエンジニアリングによ

って非公知性が喪失する可能性を適切に見極める必要があります。

また、分析技術も進歩しており、以前は計測が難しかったとされる複雑な機械構成が3Dスキャナを用いることで、短時間かつ安価で計測可能になっている場合もあるかと思います。さらに、化学的な分析手法もより短時間で安価となるかもしれません。そうすると、今後は、リバースエンジニアリングによって非公知性が喪失している判断される範囲が広がるかもしれません。

このように、たとえ自社で技術情報を適切に秘密管理していたとしても、自社製品のリバースエンジニアリングによって非公知性が喪失していると判断される可能性があります。

従って、自社開発の技術情報が自社製品のリバースエンジニアリングによって非公知性が喪失される可能性がある場合には、当該技術情報を営業秘密として管理するのではなく、特許や実用新案等の権利化によって保護することも検討が必要でしょう。



**KSI パートナース法律特許事務所**  
 〒150-0031  
 東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S ヒルS棟4階  
 TEL: 03-6455-3679  
 E-MAIL: [patent@ksilawpat.jp](mailto:patent@ksilawpat.jp)



[ksilawpat.jp](http://ksilawpat.jp)